

福井県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告取扱規程

平成19年5月25日
福井県公安委員会規程第5号

改正

平成25年3月12日公委規程第3号

福井県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告取扱規程を次のように定める。

福井県公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告取扱規程
(趣旨)

第1条 この規程は、刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（平成19年法律第50号）第230条及び232条の規定に基づく公安委員会に対する再審査の申請及び事実の申告の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(再審査の申請及び事実の申告の受理)

第2条 再審査の申請及び事実の申告の受理は、留置管理課を経て行うものとする。

2 留置管理課は、受理番号を付すとともに、申出受理簿（別記様式）に所要事項を記載するものとする。

(再審査の申請及び事実の申告の処理)

第3条 公安委員会は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、受理した再審査の申請及び事実の申告についての調査並びにそれを踏まえた措置（以下「調査等」という。）を行わせ、定例会議（福井県公安委員会運営規則（昭和29年福井県公安委員会規則第1号）に規定する定例会議をいう。）において、その結果の報告を受けるものとする。

2 前項の場合において、公安委員会は、当該調査等が不十分であると認められる場合等必要に応じて当該調査等に関する指示を行うものとする。

(処理結果の通知)

第4条 公安委員会は、本部長の調査等に基づき、通知内容を決定するものとする。

(本部長への委任)

第5条 この規定に定めるもののほか、再審査の申請及び事実の申告の処理に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この規程は、平成19年6月1日から施行する。

附 則（平成25年3月12日福井県公安委員会規程第3号）

この規程は、平成25年3月25日から施行する。

別記様式省略